

野焼きは法令違反※です！

野焼きを原因とする林野火災が全国で多発しています。
林野火災は貴重な森林資源や住民の財産に留まらず、時には人の命を奪います。
林野火災を起こさないよう、日頃からの注意と周囲へのお声がけをお願いします。

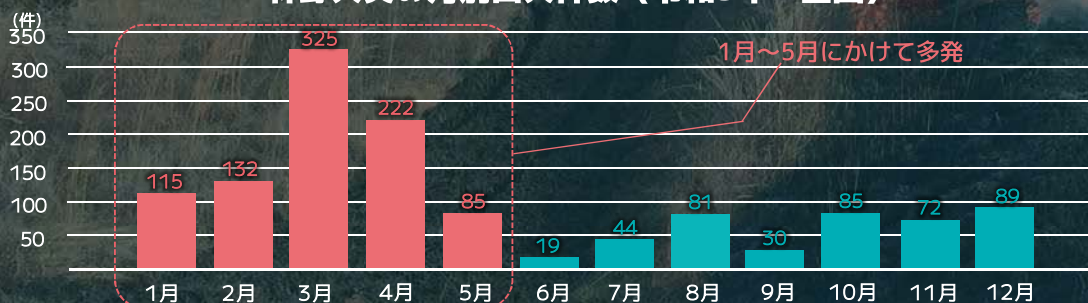
一部の例外により、

やむを得ず焼却する場合、必ず守ること！

- ・事前に管轄消防署へ **火煙発生届出書** を提出する
- ・ **水バケツ** や **消火器** などを準備する
- ・周囲や風下に燃えやすいものがないことを確認し、**飛び火に十分注意する**
- ・野焼きをしているときはその場を **離れない**
- ・消火する際は地面に十分に水をかけるなど、**残り火がないことを確認する**

風が強い日は絶対に野焼きをしない！

林野火災の月別出火件数（令和5年・全国）



- ・1年間で発生する林野火災の約70%は、空気が乾燥する1月～5月に発生
- ・この季節は風が強く、想像を超える速さで延焼が拡大し、飛び火の危険性も高い
⇒野焼き以外の方法で処分することを検討してください。

※1 例外・・・農林漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 など

※2 違反した場合・・・5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方



仙台市ホームページ
(野焼きなどによる火災にご注意を！)



仙台市消防局
SENDAI CITY FIRE BUREAU

関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

仙台市火災予防条例

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第五十七条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

- 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- 水道供給の停止又は制限
- 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店、屋台その他これらに類するものの開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)